**国の動き　～業務・家庭部門における国の施策について～**

資料　１－１

**１．パリ協定を踏まえた地球温暖化対策計画について**

COP21で採択されたパリ協定や昨年７月に国連に提出した「日本の約束草案」を踏まえ、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年10月9日法律第117号）第８条に基づき、我が国の地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための計画である「地球温暖化対策計画」が2016年5月に策定されている。

この計画は、2030年度に2013年度比で26％削減するとの中期目標について、各主体が取り組むべき対策や国の施策を明らかにし、削減目標達成への道筋を付けるとともに、長期的目標として2050年までに80％の温室効果ガスの排出削減を目指すことを位置付けており、我が国が地球温暖化対策を進めていく上での礎となっている。

日本全国の温室効果ガス排出量の９割を占めるエネルギー起源二酸化炭素の排出量について、2013年度比▲25.0%（2005年度比▲24.0％）の水準（約９億2,700万t-ＣＯ２）であり、各部門における2030年度の排出量の目安は、表 1のとおりであり、その根拠の抜粋は表 2のとおりである。

ビルや住宅などの建築物におけるエネルギー消費に関わる「業務その他部門」と「家庭部門」の削減目標は、それぞれ2030年度に2013年度比約40％削減することとなっている。

表 1　エネルギー起源二酸化炭素の各部門の排出量の目安

［単位：百万t-ＣＯ２］

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | 2030年度の各部門の排出量の目安 | 2013年度 | 2005年度 |
| エネルギー起源ＣＯ２ | | 927 | 1,235（▲308） | 1,219（▲292） |
|  | ▲25.0% | ▲24.0% |
|  | 産業部門 | 401 | 429（▲28） | 457（▲56） |
|  | ▲6.5% | ▲12.3% |
|  | 業務その他部門 | 168 | 279（▲111） | 239（▲71） |
|  | ▲39.8% | ▲29.7% |
|  | 家庭部門 | 122 | 201（▲79） | 180（▲58） |
|  | ▲39.3% | ▲32.2% |
|  | 運輸部門 | 163 | 225（▲62） | 240（▲77） |
|  | ▲27.6% | ▲32.1% |
|  | エネルギー転換部門 | 73 | 101（▲28） | 104（▲31） |
|  | ▲27.7% | ▲29.8% |

出典：地球温暖化対策計画（平成28年５月13日閣議決定）を基に大阪府が作成

表 ２　温室効果ガス削減目標積み上げの基礎となった対策・施策（抜粋）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 部門 | 温室効果ガス削減目標積み上げの基礎となった対策・施策 | 2030年度  （2013年度比）  排出削減見込量  [万t-CO2] | |
| 全国 | 大阪府  （推計） |
| 業務その他部門 | ・新築建築物における省エネ基準適合の推進  ・建築物の省エネ化（改修）  ・業務用給湯器の導入  ・高効率照明の導入  ・冷媒管理技術の導入（フロン）  ・トップランナー制度等による機器の省エネ性能向上  ・BEMSの活用、省エネ診断等による業務部門における徹底的なエネルギー管理の実施  ・照明の効率的な利用  ・クールビズの実施徹底の促進  ・ウォームビズの実施徹底の促進  ・エネルギーの面的利用の拡大  ・下水道における省エネ・創エネ対策の推進  ・水道事業における省エネルギー・再生可能エネルギー対策の推進等  ・地方公共団体実行計画（事務事業編）に基づく取組の推進  ・プラスチック製容器包装の分別収集・リサイクルの推進  ・ヒートアイランド対策による熱環境改善を通じた都市の低炭素化  ・温暖化対策ロードマップ等による各省連携施策の計画的な推進 | 1,035  122  155  991  2.4  1,706  1,005  168  14.5  11.6  16.4  134  33.6  -  6.2  0.41～1.91  - | 70.2  8.1  10.2  65.5  112.8  66.4 |
| 家庭部門 | ・新築住宅における省エネ基準適合の推進  ・既築住宅の断熱改修の推進  ・高効率給湯器の導入  ・高効率照明の導入  ・トップランナー制度等による機器の省エネ性能向上  ・HEMS・スマートメーターを利用した家庭部門における徹底的なエネルギー管理の実施  ・クールビズの実施徹底の促進  ・ウォームビズの実施徹底の促進  ・機器の買換え促進  ・家庭エコ診断  ・浄化槽の省エネルギー化  ・温暖化対策ロードマップ等による各省連携施策の計画的な推進 | 872  119  617  907  483  710  15  29.1  11.2  13.7  3.9  - | 52.9  8.9  46.0  67.6  36.0  52.9 |

出典：「日本の約束草案（2015年7月17日地球温暖化対策推進本部）別添参考資料」を基に大阪府が作成。地球温暖化対策計画（平成28年５月13日閣議決定）における対策の削減量の根拠となった「業務その他部門」と「家庭部門」に関する対策・施策及び大阪府の推計は、参考資料２－３のとおり。

**２．都市の低炭素化の促進に関する法律**

都市の低炭素化の促進に関する法律が2012年12月4日に施行され、同日に公表された都市の低炭素化の促進に関する基本的な方針（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第118号）には、建築物の低炭素化の促進のための施策の方向性として、次のとおり記載されている。

都市の低炭素化を促進する上では、これまでの建築物を「作っては壊す」社会から、「いいものを作って、きちんと手入れして、長く大切に使う」社会へと移行することが重要であり、このような観点を踏まえ、建築物の低炭素化を促進することとする。

新築の建築物については、規制の必要性や程度、バランス等を十分に勘案しながら、2020年までに全ての新築住宅・建築物について、段階的に省エネ基準への適合の義務化を行うとともに、再生可能エネルギー等の先進的な取組をより評価しやすい評価手法の確立、省エネルギー性能を表示する制度の構築、民間等の先導的な低炭素建築物の整備に対する支援等、低炭素化が図られた建築物の普及を図るための環境整備を推進することとする。

・・・

再生可能エネルギーの導入拡大は、建築物の低炭素化を促進する観点からも重要であり、建築物においては、屋根等に太陽光発電パネルの設置が可能であって、再生可能エネルギーである太陽光発電の活用余地が大きいこともあるため、導入促進に向けた取組を特に推進することとする。

**３．建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律**

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律が2016年4月1日に施行され、同日に公表された建築物のエネルギー消費性能の向上に関する基本的な方針（平成28年国土交通省告示第609号）には、建築物のエネルギー消費性能の向上の意義として次のとおり記載されている。

エネルギー消費量については、産業部門・運輸部門が減少する中、業務・家庭部門において著しく増加し、現在ではエネルギー消費量全体の３分の１を占めるに至っており、省エネルギー社会を確立していく上では、業務・家庭部門のエネルギー消費量の削減が喫緊の課題となっている。業務・家庭部門において高い省エネルギー効果が期待されるのは、建築物の省エネルギー化であることから、建築物の新築や増改築等の建築行為の機会を捉えて、外壁、窓等の断熱性能等の確保や高効率設備の導入等の省エネルギー化のための措置を講じ、建築物のエネルギー消費性能の向上を図ることが必要である。

また、平成32年（2020年）以降の温室効果ガス削減に向けた日本の約束草案（平成27年７月17日地球温暖化対策推進本部決定）では、温室効果ガスの排出量を平成42年度（2030年度）に平成25年度（2013年度）比26.0％（平成17年度（2005年度）比25.4％）削減する目標が掲げられているが、その内訳として、業務その他部門及び家庭部門の温室効果ガス排出削減目標は、それぞれ平成42年度（2030年度）に平成25年度（2013年度）比で約40％削減することとされている。温室効果ガスの排出量の削減に当たっては、新築建築物における建築物エネルギー消費性能基準への適合の推進や既存建築物の省エネルギー改修等により建築物のエネルギー消費性能の向上を図ることが、今後一層重要となる。さらには、建築物の外壁、窓等の断熱化等は、省エネルギーの観点のみならず、室内の温熱環境の改善にもつながることから、居住者等の健康の維持及び増進や執務環境の向上等に寄与することが考えられる。

また、建築物の建築主が講ずべき措置として、次の内容が記載されている。

【基準適合義務・努力義務】

・規制的措置として、特定建築行為を行う建築主に対しては、基準適合義務が定められているほか、それ以外の建築主についても、一定規模以上の建築を行う者については届出が義務付けられている。

・その他の建築主についても、建築をしようとする建築物のエネルギー消費性能の向上についての努力義務が定められている。当該建築主についても、建築をしようとする建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合したものとなるよう、外壁、窓等を通しての熱の損失の防止、エネルギー消費効率に優れた空気調和設備等の採用、再生可能エネルギーの利用の推進等を図り、建築物エネルギー消費性能基準に適合するよう措置を講ずるよう努めるものとする。

【外皮基準】

・外壁、窓等を通しての熱の損失の防止を図るための措置については、次の措置を講ずるよう努めるものとする。

① 外壁の方位、室の配置等に配慮して建築物の配置計画及び平面計画を策定すること。

② 外壁、屋根、天井、床、窓等の開口部を断熱性の高いものとすること。

③ 窓からの日射の適切な制御が可能な方式の採用等により日射による熱負荷の低減を図ること。

④ 気密性の確保、防露性能の確保、室内空気汚染の防止等に十分配慮すること。

⑤ 非住宅建築物については、屋内周囲空間の熱負荷の低減を図るものとし、誘導基準における外皮基準（ＰＡＬ＊）を満たすよう措置を講ずること。

⑥ 住宅については、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第１号）第１条第１項第２号イの外皮平均熱貫流率及び平均日射熱取得率の基準並びに別表１の気密性の確保及び結露の防止等の措置の基準等を満たす措置を講ずるよう努めること。

【一次エネルギー消費量】

・建築物の建築をしようとする者は、当該建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び当該建築物に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用を図るため、適確な建築等を行うよう努めるものとする。